

堤防耐震化推進プロジェクトチーム設置要綱

(目的)

第1条 「大阪府防災会議 南海トラフ巨大地震土木構造物耐震対策検討部会」及び「南海トラフ巨大地震対策【津波浸水対策】府市検討チーム」において、耐震対策が必要と判定された堤防の整備事業を円滑に推進するため、関係者間の調整及び情報共有を行う。

(検討内容)

第2条 プロジェクトチームは、堤防の耐震対策事業において、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 実行性のある整備計画（整備の優先順位、整備期間等）の策定に関すること。
- (2) 事業を実施するうえでの課題の抽出とその対応策に関すること。
- (3) 避難対策等のソフト対策との整合性に関すること。
- (4) 関係者間における情報の共有と市民に向けた情報発信に関するこ
- (5) その他、堤防耐震整備事業の推進に関するこ

(組織)

第3条 プロジェクトチームは、リーダー、サブリーダー及びプロジェクトメンバーをもって組織する。

- 2 リーダーは、副市長の職にある者をもって充てる。
- 3 リーダーは、前条各号に掲げる事務を総理する。
- 4 サブリーダーは、大阪港湾局長及び建設局長をもって充てる。
- 5 サブリーダーは、前条各号に掲げる事務に関し、リーダーを補佐する。
- 6 リーダーに事故があるときは、あらかじめリーダーが指名するサブリーダーがその職務を代理する。
- 7 プロジェクトメンバーは、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議の開催)

第4条 会議の開催は、サブリーダー及びプロジェクトメンバーのうちからリーダーが必要と認める者を招集する。

- 2 リーダーは、会議の事務を総理する。
- 3 リーダーが必要と認めるときは、プロジェクトメンバー以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 プロジェクトチームの庶務は、大阪港湾局計画整備部計画課において行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関して必要な事項はリーダーが別に定める。

附則

この要綱は、平成26年1月21日から施行する。

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

別 表

プロジェクトメンバー	此花区長、港区長、大正区長、西淀川区長、住之江区長、危機管理監
------------	---------------------------------